破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２２８号
仙台市青葉区愛子東１丁目６番31号、従前の住所東京都大田区南六郷２丁目36番９号　レオパレスヴィハール南六郷106
債務者　奥山　浩二
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　丈樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２９５号
仙台市若林区南小泉３丁目10番２号　恵荘205
債務者　熊谷　朋子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北島みどり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２７号
宮城県気仙沼市関根58番地
債務者　吉田　勝朗
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺豊希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第５２号
山形県米沢市城西３丁目９番41号
債務者　本間　　豊
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古城　博道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第５４号
山形県東置賜郡川西町大字上小松1059番地１Ｙ＆Ｍ美女木301
債務者　本間　豊明
1　決定年月日時　平成25年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古城　博道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年８月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１２号
石川県鳳珠郡能登町字清真２字44番地、従前の住所石川県河北郡津幡町字太田に261番地６
債務者　久山　俊平
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　重尊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第１５６号
沖縄県島尻郡久米島町字仲泊1044番地の１
債務者　當間　　**淩**
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山城　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８０号
大阪府豊中市新千里南町１丁目２番Ｂ11―27号
債務者　串谷　郁美
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　洋輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７３号
大阪市北区大淀南２丁目９番17―701号
債務者　吉田　成人
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨宅　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１４号
京都市下京区塩小路通堀川西入志水町134番地
債務者　片寄　信男
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５９５号
大阪府豊中市春日町３丁目２番23号、申立時の住所大阪市平野区平野西３丁目７番20号
債務者　土川　邦子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　胡　　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２６８号
大阪府寝屋川市点野６丁目８番３―303号
債務者　谷口　規子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　生大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２５４号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目11番１―910号、住民票上の住所兵庫県西宮市上之町26番６号
債務者　野上　信範
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂和　宏展
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２６６号
大阪市東住吉区杭全２丁目７番13号、申立時の住所大阪市東住吉区今川４丁目22番10号
債務者　小勝　明和
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津木陽一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０２３号
札幌市中央区南23条西15丁目１番３―505号
債務者　大久保　孝
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　正佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５０４号
京都市左京区山端森本町５番地　エスリード修学院202
債務者　フレッシュだるまやこと　喜多　克茂
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　草地　邦晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係